

社会福祉法人福井県社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福井県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）のホームページに掲載するバナー広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(方 法)

第2条 県社協ホームページトップページの指定する位置にバナー広告を掲載する。

(規格等)

第3条 広告の規格と枠数は、次のとおりとする。

(1) 規 格

サ イ ズ：縦 70 ピクセル×横 220 ピクセル

画像形式：GIF 形式、JPEG 形式、PNG 形式のいずれか

容 量：25KB 以内

(2) 募集枠数 10 枠

(3) バナー広告の原稿は、広告主の負担により作成し、データにて提出するものとする。

(広告掲載基準)

第4条 掲載できる広告は、以下の（1）から（5）のうち県民および福祉関係者にとって有用と判断したものとする。

(1) 福祉サービス、社会福祉施設の案内

(2) 福祉系学校、学科の案内

(3) 福祉整備・備品・福祉用具・福祉車両の販売

(4) 福祉・医療・保健分野の書籍・DVD・ビデオ・コンピュータソフト等の販売

(5) その他、福祉事業の運営に関わるサービス（印刷、保険、旅行会社等）

ただし、以下のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 法令等に反し、または反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの

(3) 誇大または虚偽のおそれのあるもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの

(5) 第三者を誹謗、中傷または排斥するおそれのあるもの

(6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー権等を侵害するおそれのあるもの

(7) その他、広告として適当でないと県社協会長が認めるもの

(広告掲載の順序)

第5条 掲載する広告の種類および順序は、次のとおりとする。

(1) 県社協の会員（市町社協会員、民生委員会会員、社会福祉施設会員、介護保険事業所会員、団体会員、賛助会員）

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公団、公益法人およびこれらに準ずるもの

(3) 公益的性格のある企業で、県内に事務所を有するもの

(4) 前号に掲げる以外の企業および事業所

(5) その他、掲載する広告として妥当であると県社協会長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式1)により県社協会長へ申し込むものとする。

(広告の選定)

第7条 県社協会長は、第6条に基づき広告掲載の申込があった場合は、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた広告主は、作成した広告データを、掲載開始日から原則2週間前までに、県社協会長へ提出するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、県社協会長が別に定める。

2 広告掲載料は、広告掲載後、県社協会長が指定する期日までに一括納入するものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告および広告主が指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(広告内容の修正)

第11条 県社協会長は、広告の内容等が各種法令または当該要綱等に違反している、もしくはおそれがある、もしくは誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 県社協会長は、以下のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第11条の規定による広告内容の修正が行われなかったとき
- (3) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき
- (4) 広告主が期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (5) その他、県社協会長が必要と認めるとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、県社協会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第14条 一度納入された広告掲載料は還付しない。ただし、県社協の責めによる事由(機器の調整等による場合を除く)により広告が掲載できなかった場合には、掲載できなかった日数

に応じた料金に相当する額を還付する。

2 前項にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、本会ホームページの運営を一時停止した場合は、料金は還付しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(別表)

広告掲載料

広告掲載月数	1 枠あたりの広告掲載料 (税込)	
	会員	非会員
6 か月	12,000 円	15,000 円
12 か月	24,000 円	30,000 円